

南大東村公告

南大東村森林整備計画を変更したいので森林法第10条の5第7項において準用する同法第6条第1項の規定により次のとおり公告し、当該森林整備計画の変更計画案を縦覧に供する。

なお、南大東村森林整備計画の変更計画案に意見のある者は、縦覧期間が完了する日までに、村長に対し、理由を付した文書をもって、意見書を提出することができる。

令和8年1月20日

村長 新垣 利治

1 縦覧場所

南大東村役場ホームページ、南大東村役場産業課

2 縦覧期間

自：令和8年 1月 20日

至：令和8年 2月 19日